

## 群馬大学大学院理工学府染料コレクション管理運用委員会規程

平成 30 年 10 月 17 日 制定

### (設 置)

第 1 条 群馬大学大学院理工学府（以下「本学府」という。）に、群馬大学大学院理工学府染料コレクション管理運用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目 的)

第 2 条 委員会は、本学府に蓄積されている染料コレクションの管理運用を行い、もって本学における学術研究及び産学連携活動の一層の高度化を目的とする。

### (組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理工学府長が任命した委員長
- (2) その他理工学府長が必要と認めた者

### (任 期)

第 4 条 前条の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

### (事 務)

第 7 条 委員会の事務は、庶務係において処理する。

### (規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理工学府教授会の議を経て理工学府長が行う。

### 附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 17 日から施行する。